

議案第16号

鹿屋市手数料条例の一部改正について

鹿屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市手数料条例の一部を改正する条例

鹿屋市手数料条例（平成18年鹿屋市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1第16項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「全部事項若しくは個人事項に関する証明手数料又は謄抄本交付手数料」を「謄抄本又は戸籍証明書の交付手数料」に改め、同表中第29項を第31項とし、第22項から第28項までを2項ずつ繰り下げ、同表第21項中「書類を閲覧に供する事務」を「書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「書類の閲覧手数料」を「書類又は届書等情報の内容の閲覧手数料」に改め、同項を第23項とし、同表第20項中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「受理又は届書その他の書類の記載事項証明書」を「受理の証明書、届書その他の書類の記載事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書」に改め、同項を第22項とし、同項の前に次の1項を加える。

21 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1件につき	700円
--	----------------------	-------	------

<p>籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>		
---	--	--

別表第1中第19項を第20項とし、同表第18項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、「全部事項若しくは個人事項に関する証明手数料又は謄抄本交付手数料」を「謄抄本又は除籍証明書の交付手数料」に改め、同項を第19項とし、同表中第17項の次に次の1項を加える。

<p>18 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び第</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</p>	<p>1件につき 400円</p>
--	-----------------------------	-------------------

21項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、戸籍証明書等の広域交付に係る手数料を定めるなど所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。